

事業計画書に対する知事意見書

7資第322-2号
7上伊地環第38-2号
7上伊地環第52-2号
令和8年(2026年)5月13日

有限会社ヤマカ木材
代表取締役 勝野 智明 様

長野県知事
長野県上伊那地域振興局長

令和7年10月27日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社ヤマカ木材 代表取締役 勝野 智明 長野県木曾郡南木曾町読書2435番地2
(2) 事業計画の概要	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設設置許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書5543番1ほか
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)
申請の区分 (II)	産業廃棄物処分業新規許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県木曾郡南木曾町読書5543番1ほか
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破碎施設
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	356t/日 (44.5t/h : 8時間稼働)

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。